

被 処 分 者	認 定 番 号	三重県公安委員会 第 277 号
	自動車運転代行業者 の 名 称 又 は 記 号	運転代行朱雀
	主たる営業所が所在する市区町村	鈴鹿市
処 分 年 月 日		令和 8 年 9 月 28 日
処 分 内 容		指示処分
処 分 理 由		被処分者は、令和 8 年 5 月 1 日に損害賠償責任共済 を更新したにもかかわらず、変更日から10日以内に変 更届を行わなかったもの
根 拠 法 令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第22 条第 1 項
処分を行った公安委員会		三重県公安委員会